

# 個人株主拡大表彰 概要

## 1. 表彰制度について

### (1) 表彰方針

個人株主（投資者）の重要性を認識し、各種施策を通じて株式投資魅力の向上に努め、新たな個人株主（投資者）の市場参加を促すことによって、証券市場の裾野拡大に貢献したと認められる上場会社を表彰する。

### (2) 選定対象会社

上場内国会社を選定対象とする。

### (3) 選定要素

一定期間における個人株主数が大幅に増加した会社を候補会社とし、当該候補会社に対して行うアンケート調査を主な選定要素とする。その他、適時開示や法定開示、IR活動の状況等についても参考とする。

### (4) 選定対象決算期

毎年4月1日から翌年3月31日までの間に到来した決算期とする（今回は、平成18年4月期～平成19年3月期の決算会社を対象とした）。

### (5) 表彰時期

毎年1回、1・2月頃に表彰を行う。

### (6) その他

表彰会社は、表彰年度後4年間、個人株主拡大表彰の選定対象会社から除外する。

## 2. 選定方法

学識経験者、公認会計士、証券アナリスト、機関投資家等各方面の専門家7名からなる「上場会社表彰選定委員会」において選定を行う。

具体的には、事務局において、一定期間に個人株主が大幅に増加した会社を抽出し、これを候補会社としてアンケートを送付する。上場会社表彰選定委員会においては、当該アンケート結果等をもとに評価を行ったうえで表彰会社の選定を行う。

### 3. 選定において評価するポイント

候補会社に対するアンケートについて、以下の事項を評価する。

個人株主（投資者）の拡大に対する認識

個人株主（投資者）の拡大に寄与したと思われる施策について、実施に至った背景・理由、開始時期、具体的な内容と効果に対する分析

個人株主（投資者）に対して、今後どのような施策を行っていく予定か、または行っていきたいと考えているか。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、表彰対象から除くこととする。

極端に大幅な株式分割等を行っている場合

タイムリー・ディスクロージャーにおいて、重大な不備(開示の遅延、情報内容の不備等)がある場合

決算短信、有価証券報告書(半期報告書を含む。)において、重大な訂正がなされている場合

決算短信において、重要な開示内容の漏れがある場合

その他